

# 住まいの パートナー



ご 契 約 の し り

## ▶▶お問い合わせ先

### 弊社へのお問い合わせ

大阪市東淀川区西淡路1丁目1番32号 新大阪アーズビル10F  
 フリーダイヤル：0120-282-595  
 電話：06-6325-3330 FAX：06-6325-3332  
 電子メールアドレス：info@aqua-ins.com  
 ホームページアドレス：<https://www.aqua-ins.com/>

### 事故が発生した場合

事故専用フリーダイヤル：0120-267-868  
 24時間365日 受付（平日9:00～17:00以外は受付のみとなります。）

### (社)日本少額短期保険協会少額短期ほけん相談室 (指定紛争解決機関)

保険会社との間で問題を解決できない場合には、「少額短期ほけん相談室」にご相談いただくことができます。

フリーダイヤル：0120-821-144

## 1. 重要事項のご説明

契約概要および注意喚起情報

ご契約される前に必ずお読みいただいた上で、お申込みください。保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

## 2. 事故が発生した場合のご注意

## 3. 補償内容のガイド

補償内容の抜粋と約款の記載箇所をご案内します。

## 4. 住まいのパートナー(新お住まいの家財・賠償責任保険)

普通保険約款、特約集

## 5. 参考資料

簡易家財評価額表およびご契約プラン  
 解約返戻金一覧

注)この保険では地震保険をセットしてお申込みいただくことはできません。



アクア少額短期保険株式会社

# 『住まいのパートナー』

## をご契約いただくお客さまへ

### 重要事項のご説明

この書面では、『住まいのパートナー』に関する重要事項（**契約概要** **注意喚起情報** 等）についてご説明しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。

**契約概要** ~ 保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** ~ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、新お住まいの家財・賠償責任保険普通保険約款・特約に定められています。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については約款に記載しています。

保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

### 1. 契約締結前におけるご確認事項

#### [1] 商品の名称、仕組み

- (1) 商品の名称：**契約概要** 『住まいのパートナー』  
(新お住まいの家財・賠償責任保険普通保険約款・特約)
- (2) 仕組み：**契約概要** 家財を補償する「家財補償条項」、修理費用を補償する「修理費用補償条項」、賠償を補償する「賠償責任補償条項」の3つの補償がセットになった保険です。保険期間は2年間です。それ以外の保険期間のお引き受けはしておりません。

#### [2] 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

- (1) 基本となる補償 **契約概要** **注意喚起情報**  
補償を構成する事故の概要および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。  
※（保険金の削減）保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。

### 〔家財補償条項〕

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
契約概要		契約概要
火災、落雷、破裂、爆発	火災（消防活動による水漏れを含みます。）、落雷または破裂・爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象）をいいます。	・雨、雪、ひょうもしくは砂じんの吹き込み、しみ込み等の漏入による損害 ・置き忘れたまたは紛失による損害 ・屋外にある間に生じた損害。ただし、保険の対象である自転車または原動機付自転車が借用戸室の軒下または借用戸室の自転車置き場で屋根付のものに収容されている場合を除きます。
水濡れ	給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故に伴う水濡れをいいます。	・保険契約者、被保険者またはこれらの方の代理人の故意もしくは重大な過失等による損害 ・保険の対象の虫食い、ねずみ食い、結露、消耗、摩耗、さび、かび、変質、変色、経年劣化に起因する損害
風災・ひょう災・雪災	台風、旋風、暴風、暴風雨等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、ひょう災または豪雪、雪崩等の雪災（融雪洪水を除きます。）をいいます。（吹込みまたは雨漏りなどによる損害を除きます。）。	・保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ・戦争、類似の事変または暴動による損害・核燃料物質等による事故による損害 ・事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難
盜難・通貨等盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。※所轄警察署に届出のない盗難事故は除きます。	
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等による、借用戸室の床上浸水をいいます。	

### 〔修理費用補償条項〕

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
契約概要		契約概要
(1) 借用戸室に次の損害が生じた場合に被保険者（被保険者が死亡している場合には、被保険者の法定相続人および賃貸借契約等における保証人を含みます。）がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己的費用でこれを修理したときは、その修理費用に対して、修理費用保険金をお支払いします。ただし、借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。	(1) 借用戸室に次の損害が生じた場合に被保険者（被保険者が死亡している場合には、被保険者の法定相続人および賃貸借契約等における保証人を含みます。）がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己的費用でこれを修理したときは、その修理費用に対して、修理費用保険金をお支払いします。ただし、借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。	・保険契約者、被保険者、借用戸室の貸主またはこれらの者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・被保険者以外の者（以下「甲」といいます。）が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、甲または甲の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・借用戸室の使用もしくは管理を委託された者、被保険者の使用者の故意 ・自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質、瑕疵 ・雨、雪、ひょうもしくは砂塵の吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入。 ・次のいずれかの事由によって生
(2) 借用戸室内における被保険者の死亡による借用戸室の損害	(2) 借用戸室内における被保険者の死亡による借用戸室の損害	

(3)凍結により生じた借用戸室の専用水道管の損害	じた損害の修理費用 ①戦争、類似の事変または暴動 ②地震もしくは噴火またはこれによる津波
(4)いたずらまたは破壊行為等((1)⑥の盗難による損害を除きます。)により生じた借用戸室の玄関ドアのドアロックの損害	・次のいずれかに該当する修理費用 ①被保険者が借用戸室を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用 ②被保険者が借用戸室を貸主に明け渡した後に発見された借用戸室の損壊に対する修理費用 ※借用戸室内における被保険者の死亡による借用戸室の損害を除きます。
(5)上記(1)①から⑥までの事故以外の不測かつ突然的な事故により、借用戸室の次の部位に生じた損害	・次のいずれかの物の修理費用 ①壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物的主要構造部 ②玄関、ロビー、廊下、昇降機等の共同の利用に供される物
①窓ガラス(外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限ります。)および取り付けガラス(室内に取り付けられた板ガラスをいい、鏡は含みません。)	
②玄関ドア(前(4)の損害を除きます。)	
③洗面台、浴槽、便器およびこれらの付属物(多機能便座の機能の故障は含みません。)	

### [賠償責任補償条項]

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
契約概要	
被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払います。	(1)借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金共通 ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ②保険を受け取る者の故意 ③戦争、類似の事変または暴動 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質に起因する事故 ⑥⑤以外の放射性照射または放射能汚染 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (2)借家人賠償責任保険金 ①被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任 ②被保険者と借用戸室の貸主との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ③借用戸室の改築、増築、取り壊し等の工事に対しての損害賠償責任 (3)個人賠償責任保険金 ①被保険者相互間の損害賠償責任 ②被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ③被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対しての損害賠償責任 ④保険契約者および被保険者またはこれらの者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
1.借家人賠償責任保険金 次の事故により借用戸室が損壊した場合に、その借用戸室の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任 (1)火災 (2)破裂または爆発 (3)給排水設備に生じた事故に伴う水濡れ (4)前(3)以外の事故に伴う水濡れ	
2.個人賠償責任保険金 日本国内において、次の事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物を損壊させた場合に負担する法律上の損害賠償責任 (1)借用戸室の使	

用または管理に起因する偶然な事故 (2)被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	⑤被保険者と第三者との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ⑥航空機、船舶、車両(原動機が人力であるものを除きます。)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑦借用戸室以外の不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
--	--

### (2)お支払いする損害保険金の額

契約概要

注意喚起情報

事故の種類に応じて次表の額を保険金としてお支払います。

#### ①家財補償条項

事故の種類	損害保険金の支払額	保険期間中における支払限度回数
火災、落雷、破裂・爆発 水漏れ、建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊	1回の事故につき家財保険金額を限度として、保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額	適用無し
風災、ひょう災、雪災	1回の事故につき家財保険金額を限度として、再調達価額によって定めた損害の額から5万円(免責金額)を控除した額	適用無し
エアコンに生じた事故による水漏れ	1回の事故につき10万円を限度として、保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額	1回
盜難保険金	保険の対象の再調達価額によって定めます。ただし、1回の事故につき家財保険金額の20%に相当する額または100万円のいずれか低い額を限度とします。	適用無し
通貨盜難保険金	①通貨の盗難の場合には、1回の事故につき10万円を限度とします ②預貯金証書の盗難の場合には、1回の事故につき50万円を限度とします	適用無し
水害保険金	家財保険金額の70%を限度として、保険の対象の再調達価額によって定めた損害額の70%に相当する額をお支払いします。	適用無し
残存物片付け費用保険金	損害保険金の10%に相当する額を限度として被保険者が実際に負担した額	適用無し
臨時宿泊費用保険金	1回の事故につき1万円を限度として、被保険者が実際に負担した額	適用無し
地震火災費用保険金	家財保険金額の5%	適用無し
賃借費用保険金	30万円または損害が発生した借用戸室の月額家賃の3カ月分に相当する額のいずれか低い額を限度として、被保険者が実際に負担した額。既に支払われた臨時宿泊費用保険金がある場合には当該金額を控除した額	適用無し

## ②修理費用補償条項

損害の種類	1回の事故あたりの支払限度額	保険期間中における支払限度回数
火災、落雷、破裂または爆発、風災、ひょう災、雪災、建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊、盗難	100万円	適用無し
借用戸室内における被保険者の死亡による借用戸室の損害	100万円	適用無し
凍結により生じた借用戸室の専用水道管の損害	20万円	適用無し
いたずらまたは破壊行為等による玄関ドアのドアロックの損害	5万円	1回
不測かつ突然的な事故により借用戸室の次の部位に生じた事故 ①窓ガラス（外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限ります。）および取り付けガラス（室内に取り付けられた板ガラスをいい、鏡は含みません。） ②玄関ドア	5万円	適用無し
不測かつ突然的な事故により借用戸室の次の部位に生じた事故 ①洗面台、②浴槽、③便器、およびこれらの付属物	30万円	1回

## ③賠償責任補償条項

損害の種類	1回の事故あたりの支払限度額	保険期間中における支払限度回数
借家人賠償責任保険金	1回の事故に対して支払う賠償責任保険金は、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円が限度額となります。	適用無し
個人賠償責任保険金		適用無し

## (3) 付加できる主な特約およびその概要

### 契約概要

①法人等契約の被保険者に関する特約	この特約が付帯された保険契約の被保険者は、保険契約者である法人等の従業員等で生活の本拠として借用戸室に居住する者およびその従業員等と生活の本拠として借用戸室に同居する者とします。
②被保険者の死亡による借用戸室の損害について貸主の直接請求に関する特約	普通保険約款第7条(2)「借用戸室内における被保険者の死亡による借用戸室の損害」において、貸主の負担した借用戸室にかかる修理費用につき、被保険者の法定相続人が当該費用を貸主に支払うべき法的義務を負うときに、貸主は当会社が被保険者に対しててん補責任を負う限度において直接請求権を行使できるものとします。
③保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約	保険契約者が保険料の払込方法（経路）としてコンビニエンスストア払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。
④保険料のクレジットカード払いに関する特約	保険契約者が保険料の払込方法（経路）としてクレジットカード払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者と保険契約者が同一である場合に限ります。
⑤保険料の口座振替払いに関する特約	保険契約者が保険料の払込方法（経路）として金融機関口座振替払いを選択し、当社がこれを承認した場合に適用します。ただし、保険契約者と口座名義人が同一である場合に限ります。

⑥保険料のキャッシュレス払いに関する特約	保険契約者が保険料の払込方法（経路）としてキャッシュレス払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。ただし、会員規約等に基づくキャッシュレス払いの使用権者と保険契約者が同一である場合に限ります。
⑦保証会社による保険料の立替払いに関する特約	保険契約者が保険料の払込方法（経路）として保証会社による保険料の立替払いを選択し、当会社がこれを承認している場合に適用します。ただし、保険契約者が保証会社に対して保証委託契約等を申込み、保証会社が審査のうえ保険料の立替払いを承認した場合に限ります。

## (4) 保険の対象

### 契約概要

保険の対象の範囲は、借用戸室に収容され、かつ、被保険者の所有する家財です。

### 保険の対象に含まれないもの

- ①船舶、航空機および自動車 {原動機付自転車（50cc以下のものを除きます）}
  - ②通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ロードカード、電子マネー、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
  - ③1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属、時計、宝玉、宝石およびこれらに類する物、ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品
  - ④1個または1組の再調達価額が100万円を超える物
  - ⑤携帯電話等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
  - ⑥義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネ、サングラス、かつら、補聴器等
  - ⑦動物および植物等の生物
  - ⑧稿本、設計書、図案、証書、帳簿、パスポート、運転免許証等
  - ⑨コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ等
- （注）盗難に限り、通貨、預貯金証書を保険の対象とします。

## (5) 保険期間

### 契約概要

### 注意喚起情報

①保険期間は2年です。

②責任開始期は、保険証券等に記載された保険期間の初日の午前0時から始まり、2年後の同一日付の前日午後12時に終了します。

## (6) 引受条件

### 契約概要

お住まいの占有面積やご家族構成などを参考として、保険の対象の再調達価額にて契約プラン〔保険金額〕をお決めください。再調達価額に対し過小または過大である場合には、損害の一部しか補償されなかったり、保険料の無駄になります。

参考資料として「簡易家財評価額表」をご覧ください。

（注）（保険金の削減）保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。

## [3] 保険料に関する事項

### （1）保険料はお選びいただいた契約プランによって決まります。

### 契約概要

契約プランごとに定められた保険料を契約締結時に選択された払込方法でお支払ください。

(注) (保険料の増額) 保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険期間の満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額を行うことがあります。

#### (2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

ご契約の保険料は2年一括払いのみとなります。現金払い、コンビニエンスストア払い、クレジットカード払い、口座振替払い、QR・バーコード決済サービス等による支払い、保証会社立替払いでの払い込みすることができます。ただし、ご契約方法によりご選択いただけない場合があります。

#### (3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 契約概要 注意喚起情報

保険料払込方法がコンビニエンスストア払の場合は保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合、この保険契約は成立しなかったものとし、弊社は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

また、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を弊社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

#### (4) 満期返りい金・契約者配当金に関する事項 契約概要

この契約には満期返りい金・契約者配当金はありません。

#### (5) 解約返りい金の有無およびそれに関する事項 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、弊社までご連絡ください。次の算式により算出した額を返還します。

返還保険料 = {保険料 × (1 - 0.25)} ÷ 24ヶ月 × 未経過月数

未経過月数は、事由が生じた日から満了日までの月数をいい、1ヶ月に満たない日数は切り捨てます。

## 2. 契約締結前におけるご注意事項

#### [1] 告知義務 注意喚起情報 (保険申込書の記載上の注意事項)

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、★印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

#### [告知事項]

- ①借用戸室の所在地
- ②借用戸室の用途
- ③契約者の氏名または名称
- ④被保険者の氏名および生年月日
- ⑤他の保険契約の有無

#### [2] 補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

この保険の補償内容および被保険者と同じくする他の契約がある場合には、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合や減額される場合があります。

弊社の契約は、補償内容の一部を補償範囲から外すことはできません。

#### [補償の重複が生じる事例]

当社の「賠償責任補償条項の個人賠償責任保険」と「損害保険会社の自動車保険、傷害保険等の個人賠償責任特約」

#### [3] クーリングオフ 注意喚起情報

ご契約の申し込み後であっても、次のとおりご契約の申込の撤回またはご契約の解除（以下「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。

##### (1) クーリングオフできる期間

ご契約を申し込みされた日、またはこの書面を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内です。

##### (2) お申し出の方法

上記期間内（8日以内の消印有効）に弊社あてに必ず郵便にてご通知ください。

##### (3) クーリングオフの場合の保険料

クーリングオフの場合には、すでにお支払いの保険料は返還します。

〒533-0031

大阪市東淀川区西淡路1-132  
新大阪アースビル10F

アクア少額短期保険（株）

クーリングオフ係

▲はがき表面

①保険契約を  
クーリングオフします  
②ご契約者名  
住所  
氏名・捺印  
電話番号  
③ご契約年月日  
④証券番号または  
領収証番号

▲はがき裏面

## 3. 契約締結後におけるご注意事項

#### [1] 通知義務 注意喚起情報

ご契約後、次に掲げる事項が発生した場合には遅滞なく弊社にご通知ください。

ご通知がない場合には弊社が保険契約を解除したり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

#### [通知事項]

- ①借用戸室の用途を変更したこと
- ②借用戸室に被保険者が居住しなくなった場合
- ③保険契約者が保険契約申込書記載の住所または通知先を変更した場合
- ④告知事項の内容に変更があった場合

#### [2] 保険契約の無効 注意喚起情報

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者

に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

### [3] 保険契約の失効 [注意喚起情報]

保険の対象の全部が滅失した場合（第34条（保険金お支払い後の保険契約）第1項の規定により、保険契約が終了したときを除きます。）には、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

### [4] 保険契約者保護制度について [注意喚起情報]

弊社が破たんした場合「保険契約者保護機構」の行う資金援助の措置はありません。また当保険契約は同機構の補償対象契約には該当しません。

### [5] 契約の更新について [注意喚起情報]

保険期間の満了日の30日前までに、更新後の保険契約の内容を記載した書面（以下、「更新案内」といいます。）をご契約者に送付します。保険期間の満了日までに、保険契約を更新しない旨の申し出がない場合には、前項の更新案内に記載の内容により保険契約は更新されるものとします（以下、「更新契約」といいます。）

保険契約者は、更新契約の保険料払込期日（更新前契約の保険期間満了日とします。）までに更新契約の保険料を払い込むものとします。前項の保険料払込期日までに更新契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに弊社に更新契約の保険料を払い込まなければなりません。前記期間内に、更新契約の保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約は更新されなかつるものとします。更新日から更新契約の保険料が払い込まれるまでの期間に保険事故が発生した場合には、弊社は、未払込の保険料が払い込まれたことを条件に保険金のお支払いをします。

保険契約を更新するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。また、この商品が不採算となり、更新契約の引受けが困難となった場合は、その契約の更新を引き受けないことがあります。

ご契約時に登録させていただいた携帯電話番号にショートメッセージサービス(SMS)にてご連絡することがございます。

### [6] 弊社がお引き受けできる契約・特に法令等で注意喚起することとされている事項 [注意喚起情報]

(1) 保険期間は2年

(2) 1被保険者にかかる保険金額の合計額が法令に定める金額以下（2,000万円、低発生率保険以外は1,000万円）

(3) 1保険契約者にかかる被保険者の総数が法令に定める数以下（100名もしくは上限総保険金額から算出した被保険者数）

### [7] 支払時情報交換制度 [注意喚起情報]

弊社は一般社団法人日本少額短期保険協会および少額短期保険業者各社、特定の損害保険会社（以下「少額短期保険業者等」といいます。）とともに、お支払いの判断また

は保険契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。（<http://www.shougakutanki.jp/>）

### [8] お客様の個人情報の取扱いについて [注意喚起情報]

弊社は、お客様の信頼をもととする保険業務を遂行するにあたり、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）およびその関連法令を遵守し、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等にも配慮しつつ、個人情報の適正な取り扱いを実践いたします。

#### (1) 個人情報の利用目的

弊社は、すべての個人情報について利用目的を以下のように特定し、利用目的の範囲内かつ業務に必要な範囲内で利用いたします。

- ①保険契約の引受・維持・管理 ②保険金等の支払
- ③弊社業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実 ④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求 ⑤与信の判断・与信後の管理 ⑥その他保険事業に関連・付随する業務

#### (2) 個人データの第三者への提供

弊社は、個人データを第三者に提供する場合には、原則として、ご本人の同意を取得いたします。ただし、次の場合には、ご本人の同意を得ないで、第三者に個人データを提供する場合があります。

- ①法令に基づく場合 ②業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に取り扱いを委託する場合
- ③再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合

弊社の個人情報の取扱いについては弊社ホームページ（<https://www.aqua-ins.com/privacy.html>）をご参照ください。

### [9] お問い合わせ先 [注意喚起情報]

ご連絡	連絡先	受付時間
(1)弊社へのお問い合わせ	<b>0120-282-595</b> info@aqua-ins.com ホームページでも受付しています。 <a href="https://www.aqua-ins.com/contact.html">https://www.aqua-ins.com/contact.html</a>	月～金 9:00～17:00 祝日ならびに年末年始、夏季休業を除く
(2)事故が発生した場合	<b>0120-267-868</b>	24時間・365日 平日9:00～17:00以外は受付けのみとなります。 ・この保険では、弊社が被保険者に代わって被害者と示談交渉を行うことはできません。 ・賠償事故の場合、弊社の了解なしに示談等を行わないようにしてください。
(3)一般社団法人日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室 (指定紛争解決機関)	<b>0120-821-144</b> (フリーダイヤル)	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 祝日ならびに年末年始を除く ・弊社との間で問題を解決できない場合には、「少額短期ほけん相談室」にご相談いただすることができます。



## 事故が発生した場合のご注意

### 1. 事故が起こった場合の弊社へのご連絡

事故が起こった場合は、「あわてず、落ち着いて」、次の措置を行ったうえで、弊社にご連絡ください。

(1) 損害の発生および拡大の防止

(2) 相手のご確認（賠償事故など）

ご連絡は、事故専用フリーダイヤル **0120-267-868**

平日 9:00～17:00以外は受付けのみとなります。

### 2. 保険金の支払請求時に必要となる書類等

(1) 弊社所定の保険金請求書

(2) 弊社所定の損害（事故）状況報告書

(3) 保険金請求権をもつことの確認資料

(例) 委任状、印鑑証明書、資格証明書、未成年者用念書、戸籍謄本・家族関係の証明書類（住民票、健康保険証）など

(4) 保険の対象に発生した損害や費用等に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類

①損害の発生を示す書類

(例) 公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書、死亡診断書、死体検査書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類）、預貯金証書の盗難の場合は金融機関が発行する証明書、事故原因、発生場所、損害状況の見解書、写真など

②損害の額等を示す書類

(例) 修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書、損害内容申告書、購入時の領収書、保証書、仕様書・図面（配置図、建物図面）、費用の支出を示す書類、賃貸契約書、家賃収入台帳、復旧工程表など

③他の書類

(例) 権利移転書、調査同意書（弊社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書）、造作所有権認書（被害を受けた物件の所有者を確認するために必要な書類）など

(5) 損害賠償責任に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類

①損害の発生を示す書類

(例) 上記（4）①に同じ

②損害の額等を示す書類

(例) 上記（4）②の書類の他、弊社所定の診断書、診療明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書、レントゲンなどの検査資料、葬儀費明細書、領収書、交通費・諸費用の明細書、その他の費用の支出を示す書類、休業損害確認資料（休業損害証明書・源泉徴収票・所得証明書・確定申告書）、受領している年金額の確認資料、労災からの支給額の確認資料など

③他の書類

(例) 上記(4)(3)の書類の他、損害賠償が確定したことの判断資料（示談書、または被害者への賠償金のお支払いを証明する領収書等）、お客様が保険金をお受取される場合は、被害者がお客様に保険金受領を承諾されたことを証明する書類、先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類）

## 補償内容のガイド

主な補償内容は以下の通りです。詳しくは約款をご参照ください。

### 家財補償条項

#### 1. 損害保険金

火災、落雷、破裂または爆発、給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊

風災、ひょう災、雪災

借用戸室に設置されたエアコン（借用戸室内の空気の温度、湿度および清浄度等を調節する装置をいいます。）に生じた事故による水濡れ

2. 盗難保険金、3. 通貨等盗難保険金、4. 水害保険金、5. 残存物片付け費用保険金、6. 失火見舞い費用保険金、7. 臨時宿泊費用保険金、8. 地震火災費用保険金、9. 債借費用保険金

保険金をお支払いする場合	約款 第2章第3条
--------------	-----------

お支払いする保険金の額	約款 第2章第4条
-------------	-----------

### 修理費用補償条項

#### 1. 次の事故による借用戸室の損害

①火災、②落雷、③破裂または爆発、④風災、ひょう災、雪災、  
⑤建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊、⑥盗難

2. 借用戸室内における被保険者の死亡による借用戸室の損害

3. 凍結により生じた借用戸室の専用水道管の損害

4. いたずらまたは破壊行為等により生じた借用戸室の玄関ドアのドアロックの損害

5. 前(1)①から⑥までの事故以外の不測かつ突発的な事故により、借用戸室の次の部位に生じた損害

①窓ガラス、②玄関ドア、③洗面台、浴槽、便器

保険金をお支払いする場合	約款 第3章第7条
--------------	-----------

お支払いする保険金の額	約款 第3章第8条
-------------	-----------

### 賠償責任補償条項

#### 1. 借家人賠償責任保険金

被保険者の責めに帰すべき事由に起因する、次の各号のいずれかの事故により借用戸室が損壊した場合において、その借用戸室の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任

①火災、②破裂または爆発、③給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ、④前③以外の事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ

#### 2. 個人賠償責任保険金

日本国内において、次の各号のいずれかの事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物を損壊させた場合において、その他人に対して負担する法律上の損害賠償責任。ただし、借用戸室以外の不動産の所有、使用または管理に起因する事故を除きます。

①借用戸室の使用または管理に起因する偶然な事故

②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

保険金をお支払いする場合	約款 第4章第10条
--------------	------------

お支払いする保険金の額	約款 第4章第12条
-------------	------------



# 新お住まいの家財・賠償責任保険普通保険約款

## 目次

### 第1章 用語の定義

第1条(用語の定義) ..... 14

### 第2章 家財補償条項

第2条(保険の対象の範囲) ..... 16

第3条(保険金をお支払いする場合) ..... 17

第4条(お支払いする保険金の額) ..... 19

第5条(保険金の合計支払限度額) ..... 20

第6条(保険金をお支払いしない場合) ..... 20

### 第3章 修理費用補償条項

第7条(修理費用保険金をお支払いする場合) ..... 22

第8条(お支払いする修理費用保険金の額) ..... 22

第9条(修理費用保険金をお支払いしない場合) ..... 23

### 第4章 賠償責任補償条項

第10条(賠償責任保険金をお支払いする場合) ..... 24

第11条(賠償責任保険金の支払範囲) ..... 25

第12条(賠償責任保険金の支払額および支払限度額) ..... 25

第13条(賠償責任保険金をお支払いしない場合) ..... 25

第14条(先取特権) ..... 26

### 第5章 共通条項

第15条(保険期間) ..... 27

第16条(ご契約時の告知義務) ..... 27

第17条(ご契約後の通知義務) ..... 28

第18条(保険契約の無効) ..... 28

第19条(保険契約者による保険契約の解約) ..... 29

第20条(保険契約の失効) ..... 29

第21条(保険契約の取消) ..... 29

第22条(家財保険金額の調整) ..... 29

第23条(重大事由による解除) ..... 29

第24条(保険契約解除の効力) ..... 30

第25条(保険料の払込) ..... 30

第26条(保険料の返還) ..... 30

第27条(保険料の増額または保険金の削減) ..... 31

第28条(保険契約の更新) ..... 31

第29条(事故の発生) ..... 32

第30条(損害防止義務および損害防止費用) ..... 33

第31条(保険金の請求) ..... 34

第32条(保険金をお支払いする時期) ..... 35

第33条(残存物および盗難品の所有権) ..... 36

第34条(保険金お支払い後の保険契約) ..... 36

第35条(損害発生後の保険の対象の滅失) ..... 36

第36条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) ..... 36

第37条(保険金請求権の行使期限) ..... 37

第38条(代位) ..... 37

第39条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取り扱い) ..... 37

第40条(保険証券および更新証の発行を省略する場合の特則) ..... 38

第41条(訴訟の提起) ..... 38

第42条(準拠法) ..... 38

## 第1章 用語の定義

### 第1条(用語の定義)

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合は、この限りではありません。

用語	定義
当会社	この保険契約の引受保険業者をいいます。
保険契約者	当会社にこの保険契約の申込をする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
被保険者	借用戸室に入居する次の者をいいます。 (1) 保険証券記載の被保険者 (2) 生活の本拠として借用戸室に保険証券記載の被保険者と同居する者。ただし、当会社と締結された他の保険契約における保険証券記載の被保険者である者を除きます。
借用戸室	賃貸借契約書等において、被保険者が日本国内で「居住の目的」で借用した保険証券記載の建物または戸室をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。ただし、建物または戸室が、居住の用に供されている部分と専ら職務の用に供されている部分(生活用動産以外の動産のみを収容している部分を含みます。)から構成されている場合には、専ら職務の用に供されている部分については、借用戸室とはみなしません。
保険証券	保険契約の成立およびその内容を証明するために、当会社が作成し保険契約者に交付する書面をいいます。
更新証	保険契約を更新した際に、新たに保険証券を発行しないで保険証券に代わるものとして、当会社が作成し保険契約者に交付する書面をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了するまでの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険の対象	この保険契約により補償される物としてこの保険契約で定めるものをいいます。
家財	生活の用に供する動産のことをいい、業務の用に供されるものを除きます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当会社が1回の事故に対して支払うべき保険金の限度額をいいます。
家財保険金額	保険証券に記載の家財補償の保険金額をいいます。
修理費用保険金額	保険証券に記載の修理費用補償の保険金額をいいます。
個人賠償責任保険金額	保険証券に記載の個人賠償責任補償の保険金額をいいます。
借家人賠償責任保険金額	保険証券に記載の借家人賠償責任補償の保険金額をいいます。

保険金	この保険契約により補償される損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払うべき金銭であって、損害保険金、盗難保険金、通貨等盗難保険金、水害保険金、残存物片付け費用保険金、失火見舞い費用保険金、臨時宿泊費用保険金、地震火災費用保険金、賃借費用保険金、修理費用保険金、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金をいいます。
再調達価額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
保険の対象に生じた損害	保険の対象に生じた滅失、汚損、破損等をいい、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。
財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。
身体の障害	傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいいます。
貸主	賃貸借契約等の賃貸人をいい、転貸人を含みます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
雪災	豪雪、なだれ等によって生じた事故をいいます。ただし、融雪洪水によって生じた事故を除きます。
風災	台風、せん風、暴風、暴風雨等による風災をいいます。なお、洪水、高潮等は風災に該当しません。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。
床上浸水	居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
暴動	群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
盜難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
告知事項	危険（損害発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項およびこの保険契約の引受範囲の認定に必要な事項のうち、保険契約申込書において告知事項である旨の印（★）が付された事項とし、次の事項等をいいます。 (1)借用戸室の所在地 (2)借用戸室の用途 (3)保険契約者の氏名または名称 (4)被保険者の氏名および生年月日

(5)この保険と支払事由を同じくする他の保険契約等の有無	
他の保険契約等	この保険契約で保険金支払の対象とする損害と同一の損害を保険金支払の対象とする他の保険契約または共済契約をいいます。
借用戸室を収容する建物の半焼	火災による借用戸室を収容する建物の主要構造部の損害がその建物全体の再調達価額の20%以上となったときをいい、判定方法は所轄消防署で発行する、罹災証明を基に判定します。
借用戸室の半損	事故による借用戸室を収容する建物の主要構造部の損害が建物全体の再調達価額の20%以上となつたときをいい、判定方法は所轄消防署で発行する、罹災証明または当会社の使用する保険事故鑑定人の調査を基に判定します。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
借用戸室内における被保険者の死亡による借用戸室の損害	借用戸室の物理的な損害をいい、間接的な損害や心理的瑕疵によるものは含まれません。

## 第2章 家財補償条項

### 第2条（保険の対象の範囲）

保険の対象の範囲は、借用戸室に収容され、かつ、被保険者の所有する家財とします。ただし、次に掲げる物は保険の対象に含まれません。

- (1) 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機および自動車（自動三輪車、自動二輪車、原動機付自転車（50cc以下のものを除きます。以下同じ。）および電動二輪車を含みます。）ならびにこれらの付属品
- (2) 通貨、小切手、株券、手形、その他の有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
- (3) 1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属、時計、宝玉、宝石およびこれらに類する物、ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品
- (4) 1個または1組の再調達価額が100万円を超える物
- (5) 携帯電話（多機能携帯電話を含みます。）、P H S、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- (6) 義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネ、サングラス、かつら、補聴器その他これらに類する物
- (7) 動物および植物等の生物
- (8) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、パスポート、運転免許証その他これらに類する物

(9) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物

### 第3条（保険金をお支払いする場合）

#### 1（損害保険金）

当会社は、次の各号のいずれかの事故によって保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

(1) 火災

(2) 落雷

(3) 破裂または爆発

(4) 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。

(5) 風災、ひょう災、雪災。ただし、借用戸室またはその一部（窓、扉、その他の開口部を含みます。）が風災、ひょう災、雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。

(6) 建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。

(7) 借用戸室に設置されたエアコン（借用戸室内の空気の温度、湿度および清浄度等を調節する装置をいいます。）に生じた事故による水濡れ

#### 2（盗難保険金）

当会社は、盗難によって保険の対象に生じた損害に対して、盗難保険金をお支払いします。ただし、被保険者が盗難を知った後、直ちに所轄の警察署あてに被害の届出をした場合に限ります。

#### 3（通貨等盗難保険金）

当会社は、前条（2）の規定にかかわらず、借用戸室内において通貨または預貯金証書の盗難によって生じた損害に対して、通貨等盗難保険金をお支払いします。ただし、次に掲げる事実の全てがあったことを条件とします。

(1) 被保険者が、盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに被害の届出をしたこと。

(2) 預貯金証書の盗難の場合には、保険契約者は被保険者が盗難を知った後、直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。

(3) 預貯金証書の盗難の場合には、盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

#### 4（水害保険金）

当会社は、水災によって借用戸室が床上浸水を被り、保険の対象に損害が発生した場合に、水害保険金をお支払いします。

#### 5（残存物片付け費用保険金）

当会社は、第1項（損害保険金）の損害保険金が支払われ

る場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取り壊し、清掃および運搬をするための費用（以下「残存物片付け費用」といいます。）に対して、残存物片付け費用保険金をお支払いします。

#### 6（失火見舞い費用保険金）

当会社は、第1項（損害保険金）の損害保険金が支払われる場合において、借用戸室から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物に限ります。）に滅失、き損または汚損の損害（煙損害または臭気付着の損害を除きます。）が生じたときは、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、失火見舞い費用保険金をお支払いします。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物に損害が生じた場合を除きます。

#### 7（臨時宿泊費用保険金）

当会社は、借用戸室を収容する建物が火災、破裂または爆発による被害を受け、消防署等の公的機関の指示により借用戸室に居住できなくなった場合および水道、電気もしくはガスの供給停止または排水設備の使用不能の結果として借用戸室に居住できなくなった場合に、被保険者が支出したホテル等の宿泊施設への宿泊費用に対して、臨時宿泊費用保険金をお支払いします。ただし、事故発生の時から24時間以内に生じた一泊分の宿泊費用に限ります。

#### 8（地震火災費用保険金）

当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に掲げる事実のいずれかに該当する場合は、それによって臨時に発生する費用に対して、地震火災費用保険金をお支払いします。

(1) 借用戸室を収容する建物が半焼以上となったとき。

(2) 保険の対象の損害の額が家財保険金額の80%を超えるとき。

ただし、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。

#### 9（賃借費用保険金）

当会社は、第1項（損害保険金）、第2項（盗難保険金）、第3項（通貨等盗難保険金）、第4項（水害保険金）が支払われる場合において、借用戸室が半損以上となったときは、臨時に賃貸住宅を賃借する費用または宿泊施設を利用する費用をお支払いします。ただし、賃借費用の範囲は、損害が発生したときから1カ月以内に発生した、次に掲げるものに限ります。

(1) 賃貸住宅を賃借するために発生した仲介手数料および礼金（敷金、保証金など、将来返還される性質を有するものを除きます。）

(2) 事故のあった借用戸室から、新たに賃借する賃貸住

宅もしくは宿泊施設へ保険の対象を運送するために発生した費用（運送業者に対して発生した費用およびレンタカー費用に限ります。）

(3) 宿泊施設において専ら宿泊することにのみ発生した費用（食事代、サービス料等宿泊に付随して発生した費用を除きます。）

#### 第4条（お支払いする保険金の額）

##### 1（損害保険金）

当会社は、事故の種類に応じて次表の額を前条第1項の損害保険金としてお支払いします。ただし、前条第1項（7）の事故には次表の保険期間中における支払限度回数が適用されます。

事故の種類	損害保険金の支払額	保険期間中に における支 払限度回数
前条第1項 (1)から(4)お よび(6)の事故	1回の事故につき家財保険金額を限度と して、保険の対象の再調達価額によ つて定めた損害の額	適用無し
前条第1項 (5)の事故	1回の事故につき家財保険金額を限度と して、再調達価額によつて定めた損害の 額から5万円（免責金額）を控除した額	
前条第1項 (7)の事故	1回の事故につき10万円を限度として、 保険の対象の再調達価額によつて定め た損害の額	1回

##### 2（盜難保険金）

当会社は、次の各号によって計算された損害の額を、第3条（保険金をお支払いする場合）第2項の盜難保険金として、お支払いします。

(1) 当会社が盜難保険金としてお支払いする損害の額は、保険の対象の再調達価額によつて定めます。ただし、1回の事故につき家財保険金額の20%に相当する額または100万円のいづれか低い額を限度とし、また、保険の対象の1個または1組につき10万円を限度とします。

(2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険の対象の再調達価額を限度とします。

##### 3（通貨等盜難保険金）

当会社は、次の各号によって計算された損害の額を、第3条（保険金をお支払いする場合）第3項の通貨等盜難保険金として、お支払いします。

(1) 通貨の盗難の場合には、1回の事故につき10万円を限度とし、その損害の額

(2) 預貯金証書の盗難の場合には、1回の事故につき50万円を限度とし、その損害の額

##### 4（水害保険金）

当会社は、第3条（保険金をお支払いする場合）第4項の事由による水害保険金として、1回の事故につき家財保険金額の70%を限度として、保険の対象の再調達価額によつて定めた損害額の70%に相当する額をお支払いします。

##### 5（残存物片付け費用保険金）

当会社は、1回の事故につき第3条（保険金をお支払いする場合）第1項（損害保険金）の損害保険金の10%に相当する額を限度として被保険者が実際に負担した額を、第3条（保険金をお支払いする場合）第5項の残存物片付け費用保険金としてお支払いします。

##### 6（失火見舞い費用保険金）

当会社は、1回の事故につき第3条（保険金をお支払いする場合）第1項（損害保険金）の損害保険金の20%に相当する額を限度とし、第3条（保険金をお支払いする場合）第6項の失火見舞い費用保険金として、損害が生じた世帯等または法人（以下「被災世帯等」といいます。）の数に20万円を乗じた額を、お支払いします。

##### 7（臨時宿泊費用保険金）

当会社は、1回の事故につき1万円を限度として、被保険者が実際に負担した額を、第3条（保険金をお支払いする場合）第7項の臨時宿泊費用保険金としてお支払いします。

##### 8（地震火災費用保険金）

当会社は、家財保険金額の5%を第3条（保険金をお支払いする場合）第8項の地震火災費用保険金としてお支払いします。

##### 9（賃借費用保険金）

当会社は、30万円または損害が発生した借用戸室の月額家賃の3カ月分に相当する額のいづれか低い額を限度として、被保険者が実際に負担した額を第3条（保険金をお支払いする場合）第9項の賃借費用保険金としてお支払いします。ただし、被保険者が負担した費用に対して、既に支払われた第7項の臨時宿泊費用保険金がある場合には、被保険者が負担した費用の額から当該金額を控除した額を、賃借費用保険金として支払います。

#### 第5条（保険金の合計支払限度額）

1 前条第1項から第9項までの各項により計算された保険金の支払額と第3章第8条（お支払いする修理費用保険金の額）の規定による修理費用保険の支払額の合計額が1回の事故につき1000万円を超える場合においても、当会社がお支払いする保険金は1000万円を限度とします。

2 前項の場合において、同一の事故に対して支払う保険金に、保険期間中における支払限度回数の設定のある保険金と支払限度回数の設定の無い保険金の両方が存在する場合には、当会社は支払限度回数の設定が無い保険金を優先して支払います。

#### 第6条（保険金をお支払いしない場合）

- 1 当会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、第3条（保険金をお支払いする場合）第1項から第9項までの保険金をお支払いしません。
- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) (1)に該当する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- (3) 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害
- (4) 保険の対象の紛失または置き忘れ
- (5) 第3条（保険金をお支払いする場合）第1項、第4項および第8項の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- (6) 保険の対象が屋外にある間に生じた損害。ただし、保険の対象である自転車または原動機付自転車が借用戸室の軒下または借用戸室の自転車置き場で屋根付のものに収容されている場合を除きます。
- (7) 保険の対象が、運送業者または寄託の引き受けをする業者に託されている間に生じた事故による損害
- (8) 保険の対象の虫食い、ねずみ食い、結露、消耗、摩耗、さび、かび、変質、変色、経年劣化に起因する損害
- (9) 雨、雪、ひょうもしくは砂じんの吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入。ただし、第3条（保険金をお支払いする場合）第1項(5)の事故による場合を除きます。
- 2 当会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害（これらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、第3条（保険金をお支払いする場合）第1項から第9項までの保険金をお支払いしません。
- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、第3条（保険金をお支払いする場合）第8項の地震火災費用保険金は除きます。
- (3) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (4) (3)以外の放射性照射または放射能汚染

### 第3章 修理費用補償条項

#### 第7条（修理費用保険金をお支払いする場合）

借用戸室に次のいずれかに該当する損害が生じた場合において、被保険者（被保険者が死亡している場合には、被保険者の法定相続人および賃貸借契約等における保証人を含みます。）がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したときは、その修理費用（借用戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に限ります。ただし、次の(2)の事故に限り、被保険者の残置物の整理、撤去または廃棄に要する費用を含みます。）に対して、修理費用保険金をお支払いします。ただし、第4章賠償責任補償条項の借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

##### (1) 次の事故による借用戸室の損害

- ①火災
- ②落雷
- ③破裂または爆発
- ④風災、ひょう災、雪災。ただし、住宅またはその一部（窓、扉、その他の開口部を含みます。）が風災、ひょう災、雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。

⑤建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。

##### ⑥盗難

##### (2) 借用戸室内における被保険者の死亡による借用戸室の損害

##### (3) 凍結により生じた借用戸室の専用水道管の損害

(4) いたずらまたは破壊行為等（(1)⑥の盗難による損害を除きます。）により生じた借用戸室の玄関ドアのドアロックの損害（ドアロックがピッキングにより開錠され、ドアロックに損傷がない場合等、ドアロックの機能に障害が生じていない場合は含みません。）

(5) 前(1)①から⑥までの事故以外の不測かつ突発的な事故により、借用戸室の次の部位に生じた損害

①窓ガラス（外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限ります。）および取り付けガラス（室内に取り付けられた板ガラスをいい、鏡は含みません。）

②玄関ドア（前(4)の損害を除きます。）

③洗面台、浴槽、便器およびこれらの付属物（多機能便座の機能の故障は含みません。）

#### 第8条（お支払いする修理費用保険金の額）

1 当会社が、前条の修理費用保険金としてお支払いする額は、被保険者が実際に負担した修理費用の額とします。ただし、損害の種類により次表の支払限度額および支払限度回数が適用されます。

損害の種類	1回の事故あたりの支払限度額	保険期間中における支払限度回数
前条(1)の損害	修理費用保険金額	適用無し
前条(2)の損害	100万円	適用無し
前条(3)の損害	20万円	適用無し
前条(4)の損害	5万円	1回
前条(5)①および②の損害	5万円	適用無し
前条(5)③の損害	30万円	1回

2 前項の規定にかかわらず、修理費用保険金には、第5条（保険金の合計支払限度額）に規定する、第2章家財補償条項の保険金との1回の事故あたりの合計支払限度額が適用されます。

## 第9条（修理費用保険金をお支払いしない場合）

1 当会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金をお支払いしません。

(1) 保険契約者、被保険者、借用戸室の貸主またはこれらの者の代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。なお、被保険者の自殺によって生じた第7条（修理費用保険金をお支払いする場合）(2)の損害は、被保険者の故意もしくは重大な過失によって生じた損害には該当しません。

(2) (1)に該当する者以外の者が修理費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

(3) 借用戸室の使用もしくは管理を委託された者、被保険者の使用人の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。

(4) 保険契約者、被保険者または借用戸室の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害

(5) 自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質、瑕疵

(6) 雨、雪、ひょうもしくは砂じんの吹き込み、しみ込みまたはこれらのものの漏入。ただし、第7条（修理費用保険金をお支払いする場合）(1)④の損害に該当する場合を除きます。

2 当会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害（これらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、第7条（修理費用保険金をお支払いする場合）の修理費用保険金をお支払いしません。

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武

装反乱その他これらに類似の事変または暴動

(2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(3) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(4) (3)以外の放射性照射または放射能汚染

3 当会社は、次のいずれかに該当する修理費用に対しては、第7条（修理費用保険金をお支払いする場合）の修理費用保険金をお支払いしません。ただし、第7条（修理費用保険金をお支払いする場合）(2)の事故による修理費用保険金は除きます。

(1) 被保険者が借用戸室を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用

(2) 被保険者が借用戸室を貸主に明け渡した後に発見された借用戸室の損壊に対する修理費用

4 当会社は、次のいずれかの物の修理費用に対しては、第7条（修理費用保険金をお支払いする場合）の修理費用保険金をお支払いしません。

(1) 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

(2) 借用戸室に設置された感知器類

(3) 玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、玄関入口の郵便受、宅配ボックス・宅配ロッカー、門、塀、垣、給水塔等の借用戸室が属する建物において共同の利用に供される物

(4) 借用戸室が属する建物の屋外設備・装置としての門、塀、垣、電気・ガスの供給設備、送信・受信設備、配管設備その他これらに類する物

## 第4章 賠償責任補償条項

### 第10条（賠償責任保険金をお支払いする場合）

当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償責任保険金（借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金をいいます。以下、同様とします。）をお支払いします。

#### 1 (借家人賠償責任保険金)

被保険者の責めに帰すべき事由に起因する、次の各号のいずれかの事故により借用戸室が損壊した場合において、その借用戸室の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任

(1) 火災

(2) 破裂または爆発

(3) 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ

(4) 前(3)以外の事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ

#### 2 (個人賠償責任保険金)

日本国内において、次の各号のいずれかの事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物を損壊させた場合に

おいて、その他人に対して負担する法律上の損害賠償責任。ただし、借用戸室以外の不動産の所有、使用または管理に起因する事故を除きます。

- (1) 借用戸室の使用または管理に起因する偶然な事故
- (2) 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

## 第11条（賠償責任保険金の支払範囲）

当会社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額をこれから差し引きます。）
- (2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁、および示談交渉に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
- (3) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために必要とした費用
- (4) 第30条（損害防止義務および損害防止費用）の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- (5) 第29条（事故の発生）第6項（2）および同条第7項の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- (6) 損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合は、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用

## 第12条（賠償責任保険金の支払額および支払限度額）

- 1 当会社が支払う賠償責任保険金の支払額は次表のとおりとします。

保険金	支払額
借家人賠償責任保険金	1回の事故につき借家人賠償責任保険金額を限度として、前条各号の金額の合計額
個人賠償責任保険金	1回の事故につき個人賠償責任保険金額を限度として、前条各号の金額の合計額

- 2 前項の規定にかかわらず、当会社が1回の事故に対して支払う賠償責任保険金の限度額は、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円とします。

## 第13条（賠償責任保険金をお支払いしない場合）

当会社は、次の各号のいずれかの事由によって生じた損害、またはいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金をお支払いしません。

- (1) 借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金共通

①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意

②保険金を受け取る者の故意

③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

④地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑤核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故。ただし、核燃料物質には使用済燃料を含み、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

⑥⑤以外の放射性照射または放射能汚染

⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

⑧被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

- (2) 借家人賠償責任保険金

①被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

②被保険者と借用戸室の貸主との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任

③借用戸室の改築、増築、取り壊し等の工事に対しての損害賠償責任

- (3) 個人賠償責任保険金

①被保険者相互間の損害賠償責任および被保険者と生計を共にする親族に対する損害賠償責任

②被保険者の使用者（家事使用者を除きます。）が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

③被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対しての損害賠償責任

④保険契約者および被保険者またはこれらの者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

⑤被保険者と第三者との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任

⑥航空機、船舶、車両（原動機が人力であるものを除きます。）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

⑦借用戸室以外の不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

## 第14条（先取特権）

- 1 第10条（賠償責任保険金をお支払いする場合）に規定する事故における被保険者に対する損害賠償請求権者は、

被保険者の当会社に対する保険金請求権について先取特権を有します。

2 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、賠償責任保険金の支払いを行うものとします。

(1) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

(2) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

(3) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が前項の先取特権行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

(4) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

3 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または前項（3）の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、前項（1）または（4）の規定により被保険者が当会社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

## 第5章 共通条項

### 第15条（保険期間）

1 保険期間は、保険証券に記載された保険期間の初日（責任開始日）の0時から始まり、2年後の同一日付の前日（満了日）の24時に終わります。

2 前項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

### 第16条（ご契約時の告知義務）

1 保険契約者または被保険者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項のうち、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

2 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

(1) 前項の事実がなくなった場合

(2) 当会社が保険契約締結の際、前項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合

(3) 保険契約者または被保険者が、損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出で、

当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申し出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認るものとします。

(4) 当会社が、第2項の規定による解除の原因があることを知ったときから1カ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合。

4 第2項の規定による解除が、損害が発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求することができます。

5 前項の規定は、第2項の事実に基づかずして発生した損害については適用しません。

### 第17条（ご契約後の通知義務）

1 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社所定の書面にて当会社に申し出で、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。

(1) 借用戸室の用途を変更した場合

(2) 借用戸室に被保険者が居住しなくなった場合

(3) 保険契約者が保険契約申込書記載の住所または通知先を変更した場合

(4) 前（1）から（3）までのほか、告知事項の内容に変更が生じた場合

2 当会社は、前項（1）の事実がある場合において、借用戸室の用途を居住用以外へ変更した場合は、保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

3 前項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除の原因となった事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

4 第1項（2）の場合において、保険契約者が借用戸室の変更を申し出で、当会社がそれを承認した場合には、変更前の借用戸室（以下、「変更前借用戸室」といいます。）と変更後の借用戸室（以下、「変更後借用戸室」といいます。）の賃貸借契約等の契約期間が重複している間に限り、1カ月間を限度として、変更前借用戸室と変更後借用戸室の両方をこの保険契約における借用戸室として取り扱います。

### 第18条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者

に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

#### 第19条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を将来に向かって解約することができます。

#### 第20条（保険契約の失効）

保険の対象の全部が滅失した場合（第34条（保険金お支払い後の保険契約）第1項の規定により、保険契約が終了したときを除きます。）には、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

#### 第21条（保険契約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第22条（家財保険金額の調整）

- 1 保険契約締結の際、家財保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- 2 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、家財保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

#### 第23条（重大事由による解除）

- 1 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  - (1) 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行いましたは行おうとしたこと。
  - (3) 保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。
    - ①反社会的勢力に該当すると認められること。
    - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
    - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
    - ④法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- 2 当会社は、被保険者が前項(3)①から⑤までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合に解除する部分は、前項(3)①から⑤までに該当する被保険者に係る部分に限ります。ただし、前項(3)①から⑤までに保険契約者が該当する場合を除きます。）を解除することができます。
- 3 前2項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第1項(1)から(4)までの事由または前項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- 4 保険契約者または被保険者が第1項(3)①から⑤までのいずれかに該当することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、前項の規定は、次の損害については適用しません。
  - (1) 第1項(3)①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
  - (2) 第1項(3)①から⑤までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

#### 第24条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第25条（保険料の払込）

- 1 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結とともにその全額を払い込まなければなりません。
- 2 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当会社は、保険期間の初日から保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- 3 保険契約者が金融機関口座への振込により保険料を支払った場合には、当会社または代理店の口座へ着金した時をもって領収とします。

#### 第26条（保険料の返還）

- 1 当会社は、第16条（ご契約時の告知義務）第2項の規定、

第17条（ご契約後の通知義務）第2項の規定または第23条（重大事由による解除）第1項および第2項の規定により保険契約が解除された場合、第19条（保険契約者による保険契約の解約）第1項の規定により保険契約が解約された場合および第20条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効となる場合には、次の算式により算出した額を、保険契約者に返還します。

返還保険料=[保険料×(1-0.25)]÷24カ月×未経過月数  
未経過月数は、事由が生じた日から満了日までの月数をいい、1カ月に満たない日数は切り捨てます。

- 2 当会社は、第18条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合には保険料を返還しません。
- 3 第21条（保険契約の取消）の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- 4 第22条（家財保険金額の調整）第1項の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、次の算式により算出した額を返還します。

返還保険料=(現在の保険料)-(減額後の家財保険金額に相当する保険料)

- 5 第22条（家財保険金額の調整）第2項の規定により、保険契約者が家財保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、次の算式により算出した額を返還します。

返還保険料=[(現在の保険料)-(減額後の家財保険金額に相当する2年間の保険料)]÷24カ月  
×未経過月数

未経過月数の計算は、1カ月に満たない日数は切り捨てます。

## 第27条（保険料の増額または保険金の削減）

- 1 当会社は、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。
- 2 当会社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険期間の満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- 3 第1項および第2項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

## 第28条（保険契約の更新）

- 1 当会社は、この保険契約を更新する際には、保険期間の満了日の30日前までに、更新後の保険契約の内容を記載した書面（以下、「更新案内」といいます。）を保険契約者に送付します。
- 2 保険期間の満了日までに、保険契約者から保険契約を更新しない旨の申し出がない場合には、前項の更新案内に記載の内容により保険契約は更新されるものとします（以下、

「更新契約」といいます。）。以後、更新契約が満了する都度同様とします。

- 3 保険契約者は、更新契約の保険料払込期日（更新前契約の保険期間満了日とします。）までに更新契約の保険料を払い込むものとします。
- 4 前項の保険料払込期日までに更新契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社に更新契約の保険料を払い込まれなければなりません。
- 5 前項の期間内に、更新契約の保険料が払い込まれなかった場合には、第2項の規定にかかわらず、保険契約は更新されなかったものとします。
- 6 更新日から更新契約の保険料が払い込まれるまでの期間に保険事故が発生した場合には、当会社は、未払込の保険料が払い込まれたことを条件に保険金のお支払いをします。
- 7 保険契約が更新され、更新契約の保険料が払い込まれた場合には、当会社は、更新証を保険契約者に送付します。
- 8 従前の保険証券と前項の更新証をもって、更新後の保険証券に代えます。
- 9 当会社は、保険契約を更新するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- 10 更新契約に適用する保険料は、各更新契約の保険期間の初日における当会社の保険料の算出方法により計算します。
- 11 更新契約に適用する普通保険約款および特約は、各更新契約の保険期間の初日におけるものとします。
- 12 当会社は、この商品が不採算となり、更新契約の引受けが困難となった場合は、その契約の更新を引き受けないことがあります。
- 13 当会社は、第9項および前項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

## 第29条（事故の発生）

- 1 保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、その内容ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事實を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- 2 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、ただちに書面をもってこれを当会社に通知しなければなりません。
- 3 保険契約者または被保険者は、他人から損害の賠償または金融機関からの補償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとらなければなりません。
- 4 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任の全部また

は一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。

5 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前第1項から第4項までの義務を履行しなかった場合は、当会社は、第1項または第2項の場合はそれによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うものとし、第3項の場合は賠償または補償を受けることができたと認められる額を、第4項の場合は損害賠償責任がないと認められる額を、それぞれ差し引いた残額を損害の額とみなします。

6 当会社は、事故または損害が発生した場合は次のことを行なうことができます。

- (1) 保険の対象、借用戸室、建物または敷地内を調査すること。
- (2) 当会社が必要と認めたときは、被保険者に代わって当会社の費用で損害賠償責任の解決に当たること。

7 前項(2)の遂行について、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力しなければなりません。被保険者が、正当な理由がなく協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害を差し引いて保険金を支払います。

### 第30条（損害防止義務および損害防止費用）

1 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知ったときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

2 当会社は、第1項の場合において、保険契約者または被保険者が、第3条（保険金をお支払いする場合）に該当する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合、次に掲げる費用（以下、「損害防止費用」といいます。）に限り、これを負担します。ただし、第6条（保険金をお支払いしない場合）に掲げる事由に該当しないときには、また、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって生じた事故について、その損害の発生および防止のために支出した費用は負担しません。

(1) 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用

(2) 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用

(3) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用。ただし、消火活動を行った人の事故に関する費用、消火活動をした人に対する謝礼や損害賠償に要する費用を除きます。

3 保険契約者および被保険者が故意または重大な過失によって第1項の義務を怠ったときは、当会社が損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認めた額を差し引いて、保険金の額を決定します。

4 第36条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

の規定は、第2項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第36条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定中「別表に掲げる支払限度額」とあるのは「保険契約者または被保険者が負担した損害防止費用の額」と読み替えるものとします。

5 当会社は、第2項の負担金を含め、第3条（保険金をお支払いする場合）第1項から第9項までの保険金および第7条（修理費用保険金をお支払いする場合）の修理費用保険金が1回の事故に対して重複して支払われる場合、その合計限度額は1000万円とします。

### 第31条（保険金の請求）

1 当会社に対する保険金請求権は、保険金支払の対象となる損害が発生した時から発生し、これ行使することができます。ただし、賠償責任保険金の保険金請求権については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これ行使することができます。

2 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- (1) 保険証券
- (2) 事故（盗難）報告書
- (3) 被害品明細書
- (4) 保険金請求書
- (5) 調査の同意書
- (6) 保険金受取人の印鑑証明書

(7) 賠償責任保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

(8) その他、当会社が第32条（保険金をお支払いする時期）第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に、当会社が交付する書面等において定めたもの

3 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

4 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第3項の規定に違反した場合または第2項もしくは第3項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

### 第32条（保険金をお支払いする時期）

- 1 当会社は、被保険者が前条第2項の手続を完了した日（以下、「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
  - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
  - (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
  - (5) 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- 2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
  - (1) 第1項（1）から（4）までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号））に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。 180日
  - (2) 第1項（1）から（4）までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
  - (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における第1項各号の事項の確認のための調査 60日
  - (4) 第1項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- 3 第1項または第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力をしなかつた場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。
- 4 当会社は、第1項または第2項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から当会社

所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払いします。

### 第33条（残存物および盗難品の所有権）

- 1 当会社が第3条（保険金をお支払いする場合）の保険金をお支払いしたときでも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当会社に移転しません。
- 2 盗取された保険の対象について、当会社が第3条（保険金をお支払いする場合）第2項の盗難保険金をお支払いする前にその保険の対象が回収されたときは、保険の対象の回収に要した費用を除き、盗取の損害は生じなかつたとみなします。
- 3 盗取された保険の対象について、当会社が第3条（保険金をお支払いする場合）第2項の盗難保険金をお支払いしたときは、その保険の対象の所有権その他の物権は、保険の対象の再調達価額に対する保険金の割合によって、当会社に移転します。
- 4 前項の規定にかかわらず、被保険者は、支払いを受けた盗難保険金に相当する額を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

### 第34条（保険金お支払い後の保険契約）

- 1 第3条（保険金をお支払いする場合）第1項の損害保険金の支払額が1回の事故につき、家財保険金額に達した場合には、この保険契約は、その損害保険金支払の原因となった損害が発生した時に終了します。
- 2 前項の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- 3 第1項の場合を除き、この保険契約の保険金額（家財保険金額、修理費用保険金額、借家人賠償責任保険金額および個人賠償責任保険金額をいいます。）は減額されません。

### 第35条（損害発生後の保険の対象の滅失）

当会社は、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生したときは、当該損害に係わる保険の対象が、当該損害の発生後に、第3条（保険金をお支払いする場合）の事故によらずに滅失したときであっても、当該保険金をお支払いします。

### 第36条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 1 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（それぞれの保険契約等について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下、同様とします。）の合計額が別表に掲げる支払限度額以下のときは、当会社は、この保険契約の支払責任額を支払保険金の額とします。
- 2 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が別表に掲げる支払限度額を超えるときは、

当会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
(1)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
(2)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われている場合	別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

3 第1項の場合において、第3条（保険金をお支払いする場合）第5項の残存物片づけ費用保険金につき、他の保険契約がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、第3条（保険金をお支払いする場合）第1項の損害保険金の額は、第1項および前項の規定を適用して算出した額とします。

### 第37条（保険金請求権の行使期限）

保険金の請求権は、請求権が生じた日（第31条（保険金の請求）第1項に定める時が属する日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過した場合には、時効によって消滅します。

### 第38条（代位）

- 1 損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
  - (1) 当会社が損害の額の全部を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
  - (2) 前(1)以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- 2 前項(2)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 3 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する前各項の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

### 第39条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取り扱い）

- 1 この保険について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は代表者1名を定めることを求めることがあります。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- 2 第1項の代表者が定まらない場合またはその所在が明ら

かでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

3 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの普通保険約款およびこれに付帯される特約に関する義務を負うものとします。

### 第40条（保険証券および更新証の発行を省略する場合の特則）

当会社は、書面による保険証券および更新証の交付を行わないことについて、保険契約者の同意が得られた場合には、保険証券および更新証の発行を省略し、当会社のウェブサイト上の保険契約者専用ページに、この保険契約の内容として表示した事項を保険証券および更新証の記載事項とみなして、この普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を適用します。

### 第41条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第42条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

【別表】 他の保険契約等がある場合の支払限度額(第36条関係)

	保険金の種類	支払限度額 (この保険契約と他の保険契約等の合計限度額)
1	第3条第1項の 損害保険金	損害の額
2	第3条第2項の 盗難保険金	損害の額
3	第3条第3項の 通貨等盗難保険金	通貨の 盗難 1回の事故につき、10万円(他の保険契約等に、限度額が10万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
	預貯金 証書の 盗難	1回の事故につき、50万円(他の保険契約等に、限度額が50万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
4	第3条第4項の 水害保険金	損害の額
5	第3条第5項の 残存物片付け 費用保険金	残存物の片づけに必要な費用の額
6	第3条第6項の 失火見舞い 費用保険金	1回の事故につき、20万円(他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがあるときは、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額)に被災世帯の数を乗じて得た額
7	第3条第7項の 臨時宿泊費用保険金	臨時宿泊費用の額
8	第3条第8項の 地震火災費用保険金	1回の事故につき、家財保険金額の5%(他の保険契約において、支払割合がこれを超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合)に相当する額
9	第3条第9項の 賃借費用保険金	賃借費用の額
10	第7条の修理費 用保険金	修理費用の額
11	第10条の借家人 賠償責任保険金	損害の額
12	第10条の個人 賠償責任保険金	損害の額

## 目次

- 法人等契約の被保険者に関する特約 ..... 40
- 被保険者の死亡による借用戸室の損害について貸主の直接請求に関する特約 ..... 40
- 保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約 ..... 41
- 保険料のクレジットカード払いに関する特約 ..... 43
- 保険料の口座振替払いに関する特約 ..... 44
- 保険料のキャッシュレス払いに関する特約 ..... 45
- 保証会社による保険料の立替払いに関する特約 ..... 47

## 法人等契約の被保険者に関する特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険 約款	新お住まいの家財・賠償責任保険普通保険約款をいいます。
従業員等	法人等の役員または使用者をいいます。

### 第2条 (特約の適用)

この特約は、保険契約者が法人等(個人事業主を含みます。以下同様とします。)であり、その従業員等が借用戸室に居住する場合に適用します。

### 第3条 (被保険者の範囲)

この特約が付帯された保険契約の被保険者は、普通保険約款の規定にかかわらず、保険契約者である法人等の従業員等で生活の本拠として借用戸室に居住する者およびその従業員等で生活の本拠として借用戸室に同居する者とします。ただし、当会社と締結された他の保険契約における被保険者である者を除きます。

### 第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 被保険者の死亡による借用戸室の損害について 貸主の直接請求に関する特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	新お住まいの家財・賠償責任保険普通保険約款をいいます。
修理費用に掛かる債権額	修理費用に係る法的義務に基づき、貸主が被保険者の法定相続人に請求できる債権額
貸主	賃貸借契約等の貸借人をいい、転貸人を含みます。

## 第2条（この特約の適用条件）

普通保険約款第7条（2）「借用戸室内における被保険者の死亡による借用戸室の損害」において、貸主の負担した借用戸室にかかる修理費用につき、被保険者の法定相続人が当該費用を貸主に支払うべき法的義務を負うときに、次のいずれかに該当する場合には、貸主は当会社が被保険者に対しててん補責任を負う限度において直接請求権を行使できるものとします。

- (1) 修理費用に係る債権額について、被保険者の法定相続人と貸主との間で、判決・示談等で確定している場合
- (2) 貸主が被保険者の法定相続人に対する修理費用に係る法的請求を行わないことを被保険者の法定相続人に對して書面で承諾した場合
- (3) 修理費用に係る債権額が保険金額を超えることが明らかになった場合
- (4) 被保険者の全ての法定相続人の破産もしくは生死不明または被保険者の法定相続人がいない場合

## 第3条（普通保険約款の読み替え）

この特約条項については、普通保険約款第7条（修理費用保険金をお支払いする場合）の規定中、「被保険者（被保険者が死亡している場合には、被保険者の法定相続人および賃貸借契約等における保証人を含みます。）がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したとき」とあるのは、「貸主の負担した借用戸室にかかる修理費用につき、被保険者が貸主に対し当該費用を貸主に支払うべき法的義務を負うとき」と読み替えて適用します。

## 第4条（保険金の支払い）

貸主が「修理費用に掛かる債権額」に係る直接請求権を行使した場合には、当会社は被保険者の債務の弁済に代えて保険金を支払います。この場合、その金額の限度において当会社は被保険者に保険金を支払ったものとみなします。

## 保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	新お住まいの家財・賠償責任保険普通保険約款をいいます。
提携コンビニエンスストア	当会社と保険料の収受の取扱いを提携しているコンビニエンスストアをいい、当会社が保険契約者に対して交付する専用払込票に記載されます。
保険料払込期日	この保険契約の責任開始日の前日とします。

### 第2条（特約の適用）

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（経路）としてコンビニエンスストア払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。

### 第3条（保険料の払込）

- 1 この特約が付帯された場合には、保険契約者は専用払込票を利用し、提携コンビニエンスストアの店頭で保険料払込期日までに保険料を払い込むものとします。
- 2 前項の規定により保険契約者が保険料を払い込んだ場合には、提携コンビニエンスストアの店頭での保険料払込みがなされた時に、当会社への保険料の払込みがなされたものとみなします。

### 第4条（保険料払込み前の事故）

- 1 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
- 2 当会社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第25条（保険料の払込）第2項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- 3 前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

### 第5条（保険料不払の場合の保険契約の不成立）

当会社は、前条第1項に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、この保険契約は成立しなかったものとし、当会社は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 保険料のクレジットカード払いに関する特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	新お住まいの家財・賠償責任保険普通保険約款をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
会員規約等	クレジットカードの使用権者とクレジットカード会社との間で締結されている会員規約等をいいます。
保険料払込期日	この保険契約の責任開始日の前日とします。

### 第2条（特約の適用）

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（経路）としてクレジットカード払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者と保険契約者が同一である場合に限ります。

### 第3条（保険料の払込み）

- この特約が付帯された場合には、保険契約者はクレジットカードによって保険料を払い込むものとし、当会社が、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時に、保険契約者が当会社に保険料を払い込んだものとみなします。
- 前項の規定は、当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合には適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして前項の規定を適用します。
- 前項の当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合で、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード会社に対して、この保険契約にかかる保険料相当額を払い込んでいない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

### 第4条（保険料払込み前の事故）

- 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
- 当会社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料

を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第25条（保険料の払込）第2項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

3 前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

### 第5条（保険料不払の場合の保険契約の不成立）

当会社は、前条第1項に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、この保険契約は成立しなかったものとし、当会社は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 保険料の口座振替払いに関する特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	新お住まいの家財・賠償責任保険普通保険約款をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
保険料払込期日	提携金融機関ごとに当会社が定める日をいいます。

### 第2条（特約の適用）

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（経路）として口座振替払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。ただし、次のすべての条件を満たしている場合に限ります。

- 保険契約締結の時に、提携金融機関に指定口座が設定されていること。
- 保険契約締結の際、当会社の定める保険料口座振替依頼手続がなされていること。

### 第3条（保険料の払込み）

- この特約が付帯された場合には、保険料払込期日に、指

定口座から当会社の指定する口座に振替える方法により保険料を払い込むものとします。

- 2 保険契約者は、保険料払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- 3 保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替が当該休業日の翌営業日に行われた場合には、保険料払込期日に口座振替が行われたものとみなします。
- 4 第1項および第3項の規定により保険料の口座振替が行われた場合には、保険料払込期日に当会社への保険料の払込みがなされたものとみなします。

#### 第4条（保険料払込み前の事故）

- 1 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
- 2 当会社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第25条（保険料の払込）第2項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- 3 前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

#### 第5条（保険料不払の場合の保険契約の不成立）

当会社は、前条第1項に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、この保険契約は成立しなかったものとし、当会社は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

#### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

### 保険料のキャッシュレス払いに関する特約

#### 第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	新お住まいの家財・賠償責任保険普通保険約款をいいます。
キャッシュレス払い	当会社の指定する決済サービス会社が提供するQR・バーコード決済サービス等による支払をいいます。

決済サービス会社	QR・バーコード決済サービス等の決済関連サービスを提供する事業者をいいます。
会員規約等	QR・バーコード決済サービス等の使用権者と決済サービス会社との間で締結されている会員規約等をいいます。
保険料払込期日	この保険契約の責任開始日の前日とします。

#### 第2条（特約の適用）

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（経路）としてキャッシュレス払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。ただし、会員規約等に基づくキャッシュレス払いの使用権者と保険契約者が同一である場合に限ります。

#### 第3条（保険料の払込）

- 1 この特約が付帯された場合には、保険契約者はキャッシュレス払いによって保険料を払い込むものとし、保険料相当額全額の決済手続きを完了したことが決済手続き画面に表示された時点で、決済手続きが完了し、保険契約者が当会社に保険料を払い込んだものとみなします。
- 2 キャッシュレス払いに付随してポイント払いができる場合には、ポイントを保険料の払込に使用することができます。
- 3 第1項の規定は、当会社が決済サービス会社から保険料相当額を領収できない場合には適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従い決済サービス会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして前項の規定を適用します。
- 4 前項の当会社が決済サービス会社から保険料相当額を領収できない場合で、保険契約者が会員規約等に従い決済サービス会社に対して、この保険契約にかかる保険料相当額を払い込んでいない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

#### 第4条（保険料払込み前の事故）

- 1 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社の指定する方法により当会社に払い込まなければなりません。
- 2 当会社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第25条（保険料の払込）第2項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- 3 前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被

保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

#### 第5条（保険料の返還時におけるポイントの取扱い）

保険料の全部または一部についてポイントを利用して支払った場合には、返還保険料の計算は全額現金で支払われたものとして計算し、現金にて返還します。

#### 第6条（保険料不払の場合の保険契約の不成立）

当会社は、前条第1項に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、この保険契約は成立しなかったものとし、当会社は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

#### 第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

### 保証会社による保険料の立替払いに関する特約

#### 第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	新お住まいの家財・賠償責任保険普通保険約款をいいます。
保証会社	当会社が指定する保証会社、クレジット会社をいい、それらが委託する収納代行会社を含みます。
保証委託契約等	保険契約者と保証会社との間の保険料立替払いの記載がある保証委託契約等をいいます。なお、保証会社は保険料の立替を行い、その立て替えた保険料は保険契約者が負担することが規定されているものに限ります。
保険料払込期日	この保険契約の責任開始日の前日とします。

#### 第2条（特約の適用）

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（経路）として保証会社による保険料の立替払いを選択し、当会社がこれを承認している場合に適用します。ただし、保険契約者が保証会社に対して保証委託契約等を申込み、保証会社が審査のうえ保険料の立替払いを承認した場合に限ります。

#### 第3条（保険料の払込み）

1 この特約が付帯された場合には、保険契約者は保証会社の保険料の立替払いにより保険料を払い込むものとし、当会社が、保証会社へ保証会社による保険料の立替払いが可能であること等の確認を行ったうえで、当会社が保証会社

による保険料の払込みを承認した時に、保険契約者が当会社に保険料を払い込んだものとみなします。

- 2 前項の規定は、当会社が保証会社から保険料相当額を領収できない場合には適用しません。ただし、保険契約者が保証会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして前項の規定を適用します。
- 3 前項の当会社が保証会社から保険料相当額を領収できない場合で、保険契約者が保証会社に対して、この保険契約にかかる保険料相当額を払い込んでいない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

#### 第4条（保険料払込み前の事故）

- 1 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
- 2 当会社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第25条（保険料の払込）第2項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- 3 前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

#### 第5条（保険料不払の場合の保険契約の不成立）

当会社は、前条第1項に規定する日までに、保険料の払込みがない場合には、この保険契約は成立しなかったものとし、当会社は、書面によりその旨を保険契約者に通知します。

#### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

